

中国における標準特許とFRAND義務の適用 ～公正、合理的、かつ、非差別的なライセンス条件とは～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第14回）

インターデジタル通信有限公司
上訴人（一審被告）

v.

ファーウェイ技術有限公司
被上訴人（一審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

アップル・サムスン訴訟のように標準特許及びFRAND義務を巡る紛争が日本を含め世界各国で生じている。FRAND義務とは、標準特許について、公正、合理的かつ非差別的な条件（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory terms and conditions）で許諾する義務をいう。

中国の専利法を含む各種法律にはFRAND義務に関する規定はなく、過去にも標準特許及びFRAND義務を巡る紛争は存在しなかった。

本事件では、被告である特許権者が通信規格に関する特許権を有しており、原告を含めた複数社に使用許諾を行っていた。ところが原告に対しては他の許諾者よりも極端に高い使用許諾費率を要求した。広東省高級人民法院は、被告はFRAND義務に従って使用許諾を行うべきであり、また他の許諾者と同等の使用許諾費率を認めるよう命じる判決をなした¹。

2. 背 景

(1) 原告の基本的状況

ファーウェイ公司（原告）は、交換機、データ通信設備、無線通信設備等の電信設備の開発、生産、販売、プログラム制御等を経営範囲としている。原告の2010年年度報告書の記載によれば、年間あたりの研究開発費用は、165.56億元（約2,640億円）に達し、対前年比24.1%増加している。総従業員の46%にあたる51,000人が、製品の研究開発を行っており、かつ米国、ドイツ、

1 2013年10月16日広東省高級人民法院判決（2013）粵高法民三終字第305号